

信用保証書の貸付実行に係る保証条件について

・貸付予定日と第1回返済日について

保証承諾時に「平成〇〇年〇〇月〇〇日以降（貸付予定日）平成××年××月××日までに実行のこと（貸付予定日から7営業日）」の保証条件を付して信用保証書を発行しているところですが、新電算システム上、「貸付実行日＝第1回返済日」の設定は対応いたしかねますので、「貸付予定日以降7営業日以内に第1回返済日」が到来する場合は、下記のとおりのお取り扱いとさせていただきます。

また、条件変更時も同様となりますので、ご注意ください。

記

信用保証書の保証条件文の「平成××年××月××日」を**第1回返済日前日（前営業日）の日付**に手書き修正の上（訂正印押印）、信用保証書を発行いたしますので、必ず第1回返済日前日（前営業日）迄に貸付実行してください。